

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(承継の承認申請手続等) 7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 (1) (省略) (2) 承継の承認申請書については、前記 7 の 2 - 5(2) (申告の特例の承認申請手続) イからへまでに掲げる「その他参考となるべき事項」の記載に代わる書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面) 法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、商法第 408 条第 1 項の規定に基づく合併契約書写、商法第 374 条の規定に基づく分割計画書写、商法第 374 条の 17 の規定に基づく分割契約書写) を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあつては、登記後速やかに<u>登記事項証明書</u>を提出させるものとする。 (3) ~ (6) (省略) (担保の提供等) 9 の 6 - 6 令第 8 条の 2 ((担保の提供の手続)) の規定による関税の担保の提供等は、次による。 (1) 次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C - 1090) 2 通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。 なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署(包括納期限延長に係るものにあつては包括納期限延長申請書を提出する税関官署) に提出させる。 イ (省略) ロ 国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号まで((土地、建物等))に掲げる担保 <u>登記事項証明書</u>、<u>登記簿</u>若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類 ハ及びニ (省略) (2) ~ (7) (省略)	(承継の承認申請手続等) 7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 (1) (同左) (2) 承継の承認申請書については、前記 7 の 2 - 5(2) (申告の特例の承認申請手続) イからへまでに掲げる「その他参考となるべき事項」の記載に代わる書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面) 法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、商法第 408 条第 1 項の規定に基づく合併契約書写、商法第 374 条の規定に基づく分割計画書写、商法第 374 条の 17 の規定に基づく分割契約書写) を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあつては、登記後速やかに<u>登記簿謄本</u>を提出させるものとする。 (3) ~ (6) (同左) (担保の提供等) 9 の 6 - 6 令第 8 条の 2 ((担保の提供の手続)) の規定による関税の担保の提供等は、次による。 (1) 次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C - 1090) 2 通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。 なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署(包括納期限延長に係るものにあつては包括納期限延長申請書を提出する税関官署) に提出させる。 イ (同左) ロ 国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号まで((土地、建物等))に掲げる担保 <u>登記簿</u>若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類 ハ及びニ (同左) (2) ~ (7) (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(許可申請書の添付書類の取扱い) 42 - 8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。 (1) 許可申請書には、令第 35 条第 2 項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「<u>登記事項証明書</u>」の取扱いについては、次による。 イ及びロ (省略) ハ 「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。 (2) ~ (4) (省略) (許可の承継の承認手続等) 48 の 2 - 1 令第 39 条の 2 ((保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)) の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。 (1) (省略) (2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。 イ (省略) ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42 - 8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、税関長が必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、商法第 408 条第 1 項の規定に基づく合併契約書写、商法第 374 条に基づく分割計画書写、商法第 374 条の 17 に基づく分割契約書写)を提出させるものとする。 なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに<u>登記事項証明書</u>を提出させるものとする。 (3) ~ (5) (省略)	(許可申請書の添付書類の取扱い) 42 - 8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。 (1) 許可申請書には、令第 35 条第 2 項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「<u>登記簿の謄本</u>」の取扱いについては、次による。 イ及びロ (同左) ハ 「<u>登記簿の謄本</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。 (2) ~ (4) (同左) (許可の承継の承認手続等) 48 の 2 - 1 令第 39 条の 2 ((保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)) の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。 (1) (同左) (2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。 イ (同左) ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42 - 8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、税関長が必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、商法第 408 条第 1 項の規定に基づく合併契約書写、商法第 374 条に基づく分割計画書写、商法第 374 条の 17 に基づく分割契約書写)を提出させるものとする。 なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに<u>登記簿謄本</u>を提出させるものとする。 (3) ~ (5) (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(許可申請書の添付書類) 56 - 9 保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条 ((保税蔵置場についての規定の準用)) において準用する令第 35 条第 2 項 ((許可の申請の際の添付書類)) の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42 - 8 (許可申請書の添付書類の取扱い) の (2)、(3) 及び (4) を準用するほか、次による。 (1) 許可申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の信用状況を証するに足りる書類、許可を受けようとする工場の図面及び<u>登記事項証明書</u>で足りるものとする。ただし、申請に係る工場における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げない。 (2) 及び (3) (省略) (4) 「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。 (博覧会等の承認の申請手続等) 62 の 2 - 8 規則第 6 条 ((博覧会等の承認の申請手続)) に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 (1) 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335) とし、2 通 (原本、承認書用) に規則第 5 条第 2 号 ((税関長の承認したもの)) の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の<u>登記事項証明書</u>及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関 (本関。以下この項において同じ。) (当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関) に提出して行わせる。 なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号 ((博覧会等の承認)) に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて行わせて差し支えない。この場合の申請書の受理は、調査保税部において行うものとする。 (2) 及び (3) (省略)	(許可申請書の添付書類) 56 - 9 保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条 ((保税蔵置場についての規定の準用)) において準用する令第 35 条第 2 項 ((許可の申請の際の添付書類)) の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42 - 8 (許可申請書の添付書類の取扱い) の (2)、(3) 及び (4) を準用するほか、次による。 (1) 許可申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の信用状況を証するに足りる書類、許可を受けようとする工場の図面及び<u>登記簿の謄本</u>で足りるものとする。ただし、申請に係る工場における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げない。 (2) 及び (3) (同左) (4) 「<u>登記簿の謄本</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。 (博覧会等の承認の申請手続等) 62 の 2 - 8 規則第 6 条 ((博覧会等の承認の申請手続)) に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 (1) 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335) とし、2 通 (原本、承認書用) に規則第 5 条第 2 号 ((税関長の承認したもの)) の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の<u>登記簿の謄本</u>又は抄本及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関 (本関。以下この項において同じ。) (当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関) に提出して行わせる。 なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号 ((博覧会等の承認)) に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて行わせて差し支えない。この場合の申請書の受理は、調査保税部において行うものとする。 (2) 及び (3) (同左)